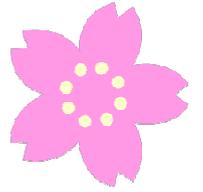


令和8年4月に

小学校へ入学予定の子どもがいる保護者の方へ

就学援助(新入学児童生徒学用品費) の入学前支給のお知らせ



就学援助とは??

経済的な理由により、小中学校への就学にかかる支援が必要なご家庭に学用品費などを町が援助する制度です。

就学援助のうち、ランドセルなどの入学に必要なものを購入する費用の一部(新入学児童生徒学用品費)を入学前に支給します。



インターネットから申請できます!



1 援助を受けるには(注意事項)

- ・町教育委員会に申請し、認定される必要があります。
- ・申請は全てのご家庭でできますが、認定基準を満たさない場合には支給されません。
- ・今回の新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた場合でも、入学後に学用品費など他の費目の就学援助をご希望する場合には、入学後に別途令和8年度就学援助制度の申請をしていただく必要があります。
(申込受付開始は令和8年5月下旬を予定しております。申請方法などの詳細につきましては、入学後の令和8年5月下旬頃に町ホームページなどでお知らせします)

◎申請前に必ずご確認ください。

入学前支給は、令和8年度就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費を入学前の令和7年度中(令和8年3月)に支給を前倒して行うため、令和6年所得を基に令和7年度就学援助制度の認定基準で審査をいたしますが、令和8年度分の町民税の確定後(令和8年6月頃)に令和7年所得を基に令和8年度就学援助制度の認定基準で再審査を行います。

したがって、入学前支給を受けられる方は2回審査を行うことになり(令和6年所得と令和7年所得)、審査結果が異なる場合があります。再審査後、認定基準を満たさなくなった場合は、入学前支給分を返還していただくこととなりますので、ご了承ください。※詳細は「別紙 入学前支給審査について」をご確認ください。

上記の内容についてご不明な点がございましたら、教育委員会へご連絡ください。

富士川町教育委員会

富士川町天神中條 1 1 3 4

電話 0 5 5 6 - 2 2 - 7 2 0 0

裏面もご覧ください



2 対象となる方

次の(1)～(2)のすべての要件に該当する世帯の保護者が対象となります。

(1) 富士川町に住所を有している方で令和8年4月に富士川町立各小学校に入学予定の子どもがいる保護者(区域外就学により町外の公立小学校に入学予定の方を含みます)※
※令和8年3月末日以前に富士川町外へ転出する方を除く

(2) 町が定めた次の認定基準のいずれかに該当すると認められた世帯(所得制限があります)

① 前年度または本年度に生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった世帯

② 令和7年度町民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯※

※住宅借入金等特別税額控除や配当控除、寄附金税額控除などがある場合は、税額控除適用前の税額にて審査をいたします。

また定額減税がある場合は、定額減税前の税額にて審査をいたします。

税額を確認される際は、必ず定額減税前の税額をご確認ください。

③ その他教育委員会が特に援助が必要と認める世帯

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりません。

(1) 令和8年3月末日以前に富士川町外へ転出される場合

(2) 生活保護を受給している場合

(3) 令和8年度就学援助制度の基準で再審査後、認定基準を満たさなくなった場合

(4) その他、虚偽の申請等をして、認定取消になった場合

※ **上記に該当し、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたときは、**

返還していただくこととなりますので該当する可能性がある場合は、

入学前支給の申請をお控えいただくか、教育委員会へ必ずご相談ください。

また申請後上記に該当となった場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。

3 申請手続き

○申請期間 令和8年1月13日(火)～令和8年1月30日(金)

※申請期限を過ぎた場合は、入学前支給は受けられませんのでご注意ください。

○申請方法

① **【令和7年1月1日に富士川町にお住まいのご家庭】**

右側のQRコードから電子申請手続きが行えます。

電子申請URL

https://apply.e-tumo.jp/town-fujikawa-yamanashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13182

電子申請QRコード



紙での申請をご希望の方は、教育委員会までご連絡ください。

[申請は↑↑こちらから](#)

② **【令和7年1月1日に富士川町にお住まいでなかったご家庭】**

①の電子申請手続き後、同日に所在していた市区町村で世帯全員分の

「令和7年度市区町村民税課税証明書」を申請期限までに教育委員会にご提出ください。

※今年度小中学生の兄や姉がいて、ご家庭全員分の課税証明書を提出済で就学援助制度の認定を受けている場合は、市区町村民税課税証明書の再度の提出は不要となります。

※証明書の提出が遅れると入学前支給が受けられませんのでご注意ください。



援助をご希望の方は、

1月30日(金)までに富士川町教育委員会に
申請をお願いします。

わからないことがあれば、表面記載の連絡先にご連絡ください。